第６号
令和８年８月１７日

岡谷市地域公共交通活性化協議会委員 各位

岡谷市地域公共交通活性化協議会
会 長　早 出 一 真

令和８年度第４回岡谷市地域公共交通活性化協議会の開催（書面協議）について（通知）

日頃より、岡谷市の地域公共交通行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このことについて、本来であれば委員の皆様にお集まりいただきご審議いただくべきところでありますが、シルキーバスやまびこ公園線（市民病院経由）の観光フィーダー系統への移行に関する地域公共交通計画の変更について、国への申請期日の都合上、書面による協議を行わせていただきます。

つきましては、下記協議事項についてご審議のうえ、その結果を別紙様式に記入していただき、ご多忙中大変恐れ入りますが、8 月 25 日（火）までに郵送若しくは FAX・メールにてご返信いただきますようお願い申し上げます。

協議事項についてご不明な点等ございましたら、下記までお問合せください。

記

＜協議事項＞

１．やまびこ公園線（市民病院経由）を観光フィーダー系統として位置付けるための地域公共交通計画の変更について

〈問合せ先〉
〒394-8510　岡谷市幸町 8-1
岡谷市地域公共交通活性化協議会事務局
岡谷市産業振興部商業観光課　商業支援担当　両角、赤羽
TEL：0266-23-4811（内線 1457）FAX：0266-23-6448

（別紙）

令和８年８月　　日

岡谷市地域公共交通活性化協議会
会　　長　　早　出　一　真　様

団体名
委員名　　印

書 面 協 議 書

＜協議事項＞

１．やまびこ公園線（市民病院経由）の地域内フィーダー系統から観光フィーダー系統への移行に伴う、地域公共交通計画の変更について

Ⅰ 審議の結果　　承認する（Ⅱへ）　・　承認しない

Ⅱ 承認の場合

確保維持改善計画に軽微な変更が生じた場合、「地域公共交通確保維持改善事業実施要領（※）」に基づき、協議会の議論を経たものとして変更することについて

合意する　　・　　合意しない

※地域公共交通確保維持改善事業実施要領

「２．地域公共交通確保維持事業について－（１）陸上交通に係る確保維持事業－④協議会についてーイ．確保維持改善計画の変更と協議会の開催について」において、あらかじめ協議会において包括的な合意が得られていれば、軽微な変更の際は、変更の都度協議会を開催しなくても協議会の議論を経たものとして取り扱うこととしております。